

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための
金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案

説明資料

2020年3月
金 融 庁

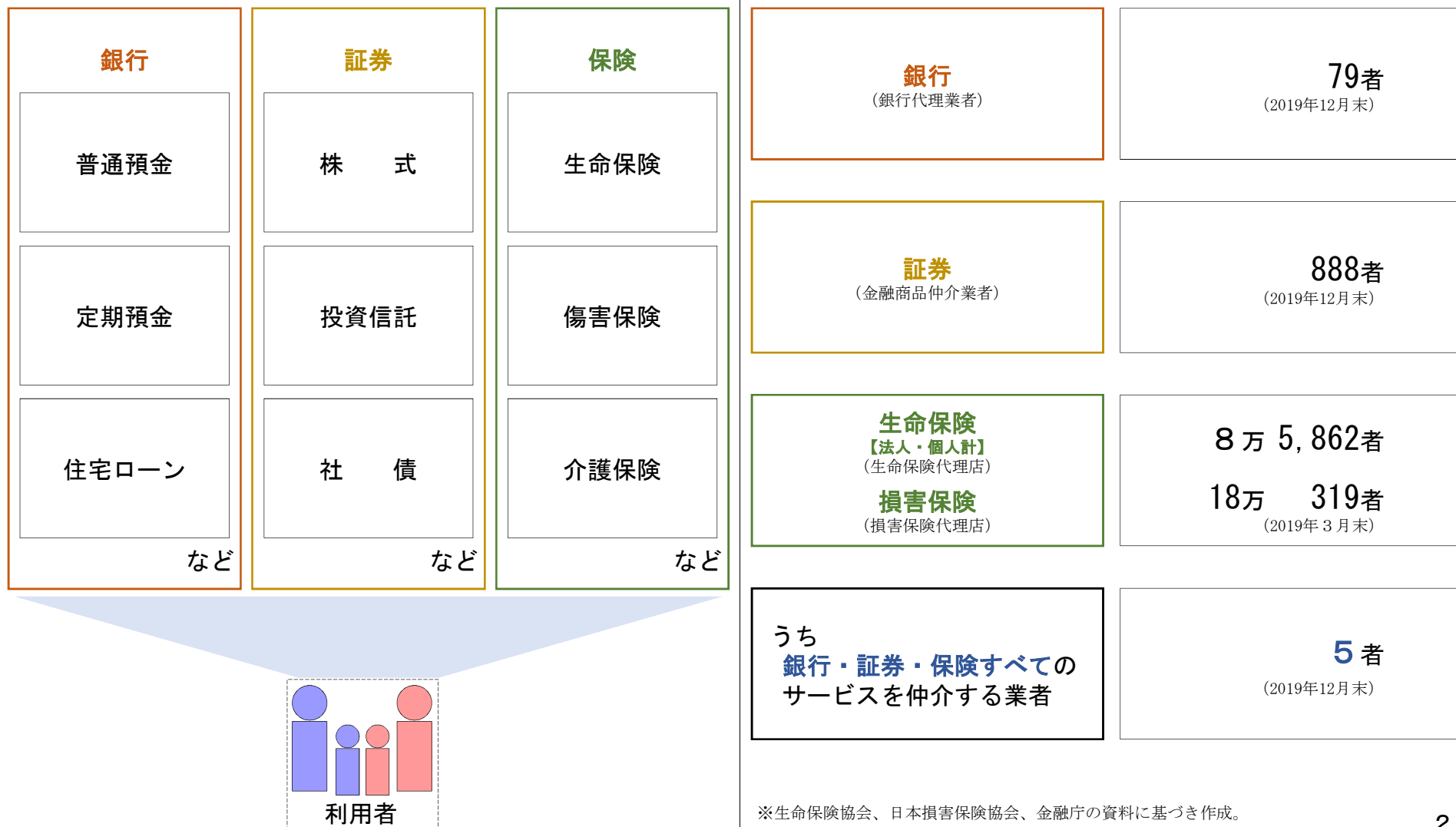
金融サービス仲介法制

背景・経緯

- 情報通信技術の発展により、オンラインでの金融サービスの提供が可能になった。また、就労や世帯の状況が多様化する中、**利用者が、様々なサービスの中から自身に適したものを選択しやすくすることは重要。**
- 他方、現在、**銀行・証券・保険すべてのサービスをワンストップで利用者に提供する仲介業者は5者のみ。**

様々な金融サービス

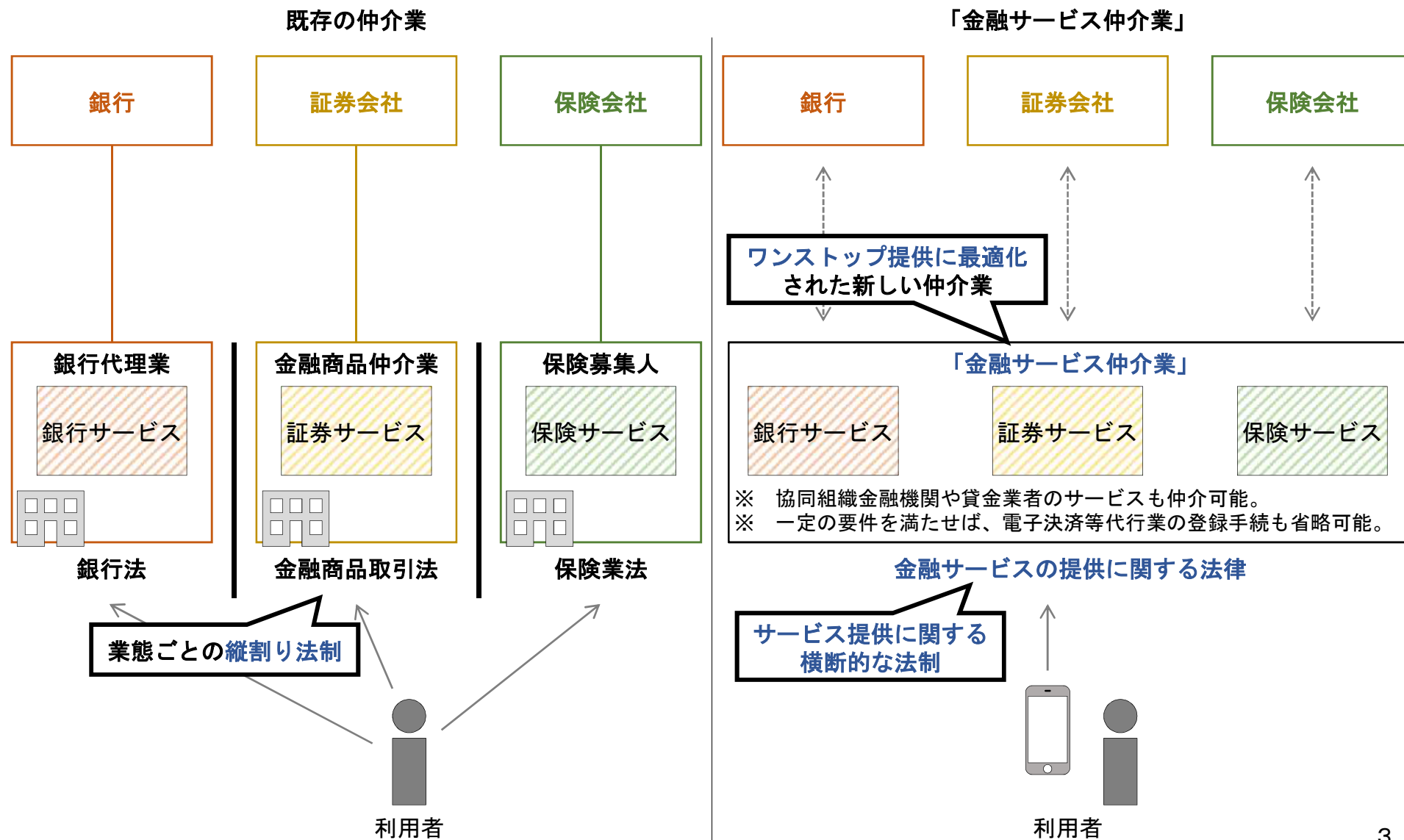
仲介業者の数



※生命保険協会、日本損害保険協会、金融庁の資料に基づき作成。

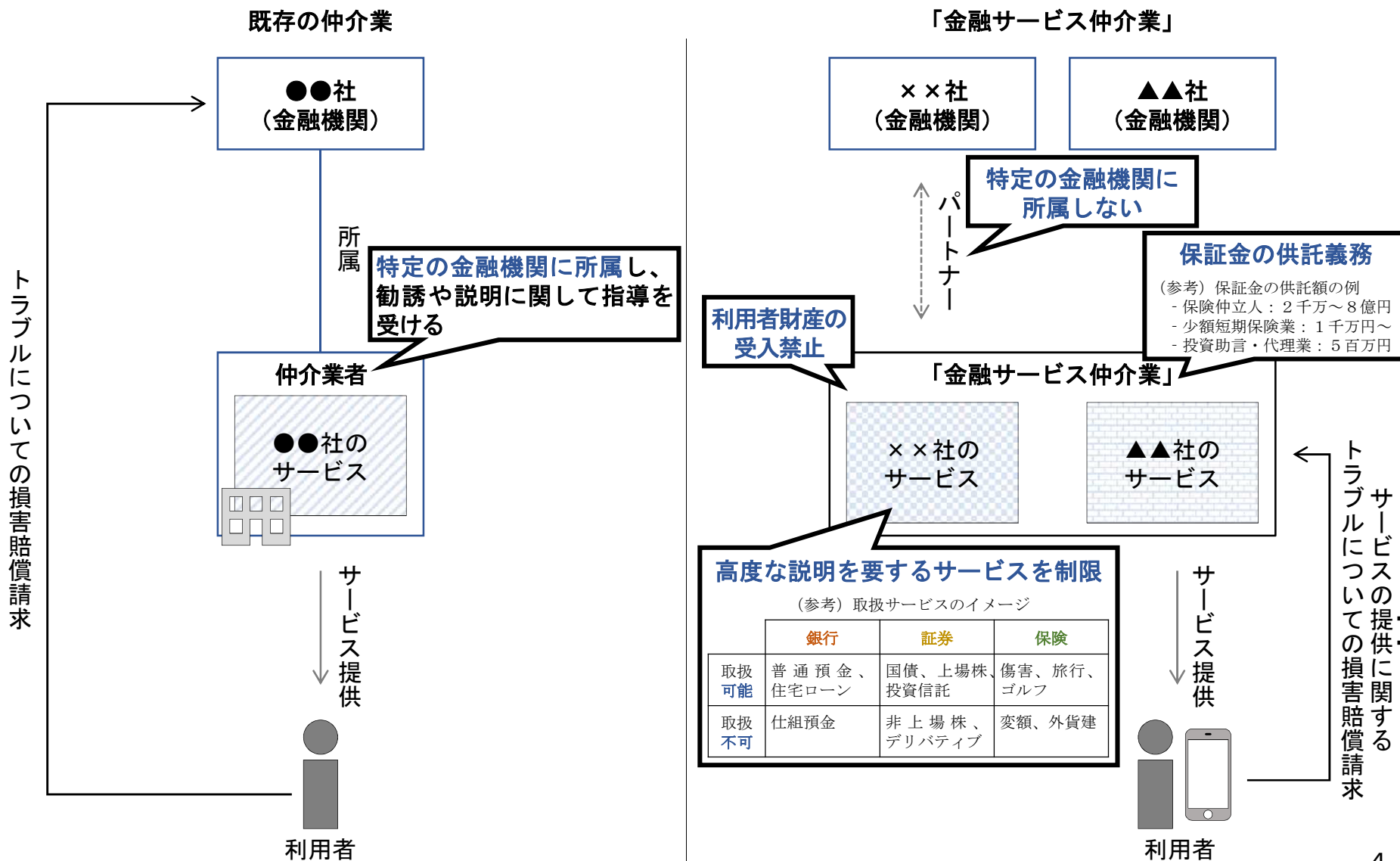
「金融サービス仲介業」の創設

- 金融商品販売法を金融サービスの提供に関する法律に改称し、「金融サービス仲介業」を創設。
- 業態ごとの縦割りだった既存の仲介業と異なり、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスを仲介可能とするなど、ワンストップ提供に最適化。



金融サービス仲介業：利用者保護のための主な規制

- 様々なサービスを取り扱えるよう、金融サービス仲介業には、特定の金融機関への所属を求めない。
- 代わりに、取扱可能なサービスの制限や利用者財産（サービス購入代金など）の受入禁止、保証金の供託義務により利用者保護を図る。



金融サービス仲介業：その他の規制

- 金融サービスの仲介を行う場合に利用者保護等のために必要となる規制は、銀行分野・証券分野・保険分野で異なることがある。
- 金融サービス仲介業については、取り扱うサービスの分野に応じ、必要な規制を過不足なく適用する。

金融サービス仲介業の規制

	銀行分野 [預金受入・貸付・為替取引]	証券分野 [有価証券売買・投資信託直販]	保険分野 [保険引受]
共通の規制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健全かつ適切な運営を確保するための措置（顧客に対する情報提供、顧客情報の適正な取扱い等） ○ 誠実義務 ○ 金融機関から受け取る手数料等の開示 ○ 名義貸しの禁止 ○ 標識の掲示 <p style="text-align: right;">等</p>		
分野に応じた規制	+	+	+
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情実融資の媒介の禁止 <p style="text-align: right;">等</p> <p>※ 金融サービス仲介業者が貸金業者の貸付を媒介する場合について、誇大広告禁止や取立て行為規制を措置。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ インサイダー情報を利用した勧誘の禁止 ○ 損失補填の禁止 ○ 顧客の注文の動向等の情報を利用した自己売買の禁止 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己契約の禁止 ○ 告知の妨害の禁止 ○ 不適切な乗換募集の禁止 <p style="text-align: right;">等</p>

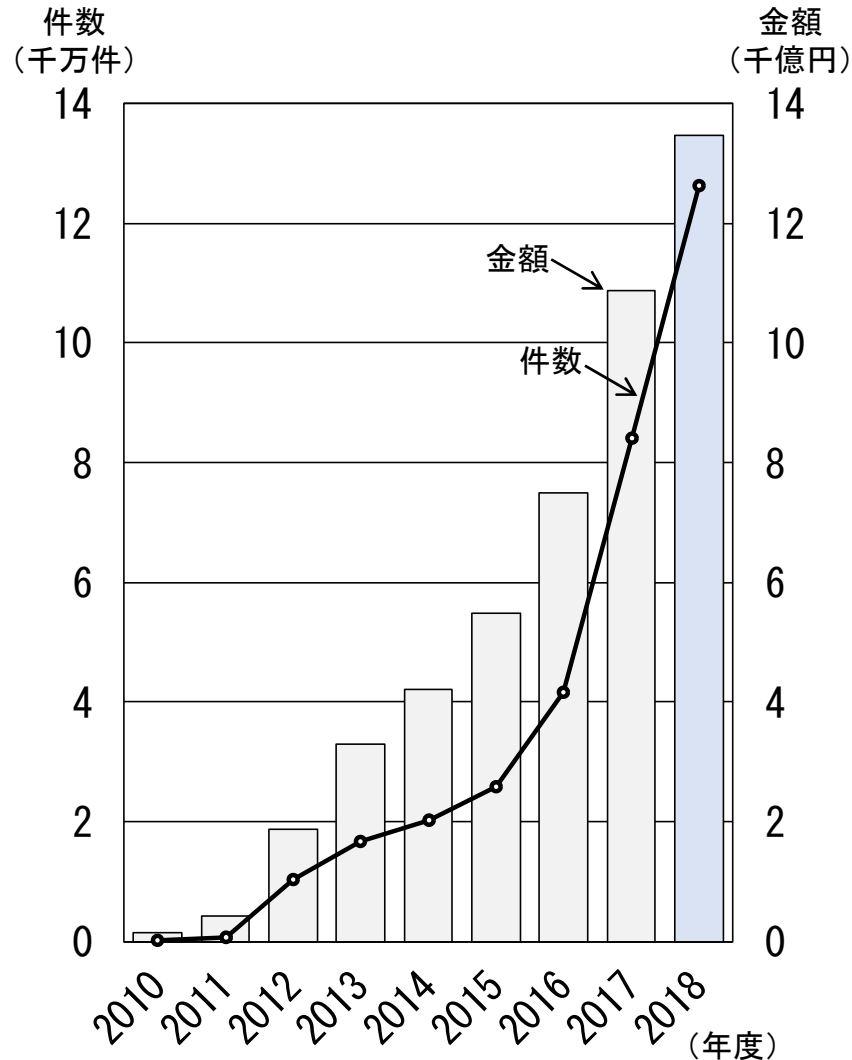
※ 上記のほか、監督規定や、認定金融サービス仲介業協会及び裁判外紛争解決制度に関する規定を整備。

決濟法制

背景・経緯

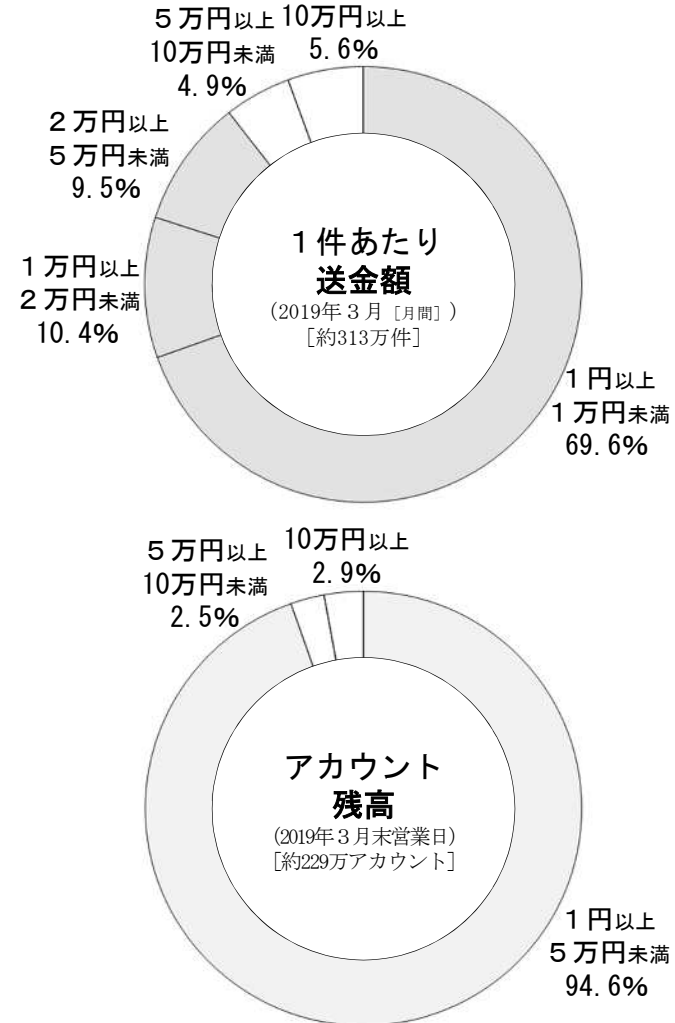
- 現在100万円以下の送金に限り取扱可能な資金移動業は、制度創設から約10年間で着実にサービスを拡大。
- 海外送金など100万円超の送金ニーズがある一方、実態をみると、件数ベースで5万円未満の送金が約9割。アカウント残高も5万円未満が9割以上。

取扱件数・金額の推移



※日本資金決済業協会の資料に基づき作成。

送金額／アカウント残高の分布

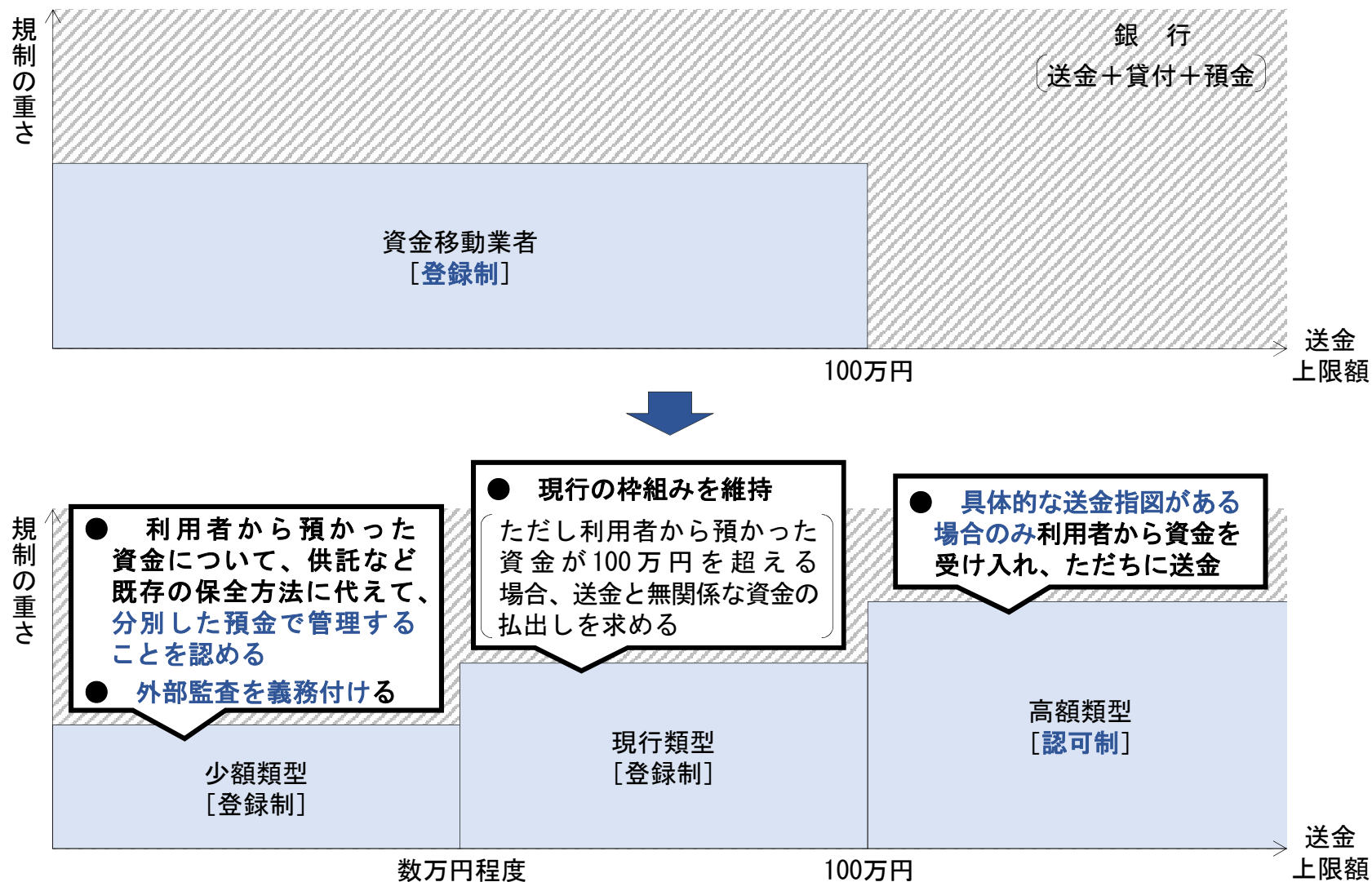


※資金移動業者から提供された計数に基づき作成。上記は46社合計。※アカウント残高につき、残高0円のものは集計対象外。また、一部事業者は2019年4月末営業日の計数。

資金移動業：規制の柔構造化

- 資金移動業に類型を設け、送金額・リスクに応じた過不足のない規制を適用する。
- 具体的には、①高額送金を取扱可能な新しい類型（認可制）を創設するとともに、②少額送金を取り扱う類型について利用者資金の保全に係る規制を合理化する。

送金上限額と規制の重さ



資金移動業：利用者資金の保全規制

- 資金移動業者は、送金を行おうとする利用者から資金を受け入れる。
- 現行規制上、利用者資金は安全な方法により保全することが求められているが、**利用者保護のさらなる向上や事業者の規制対応コストの削減**の観点から見直しを行う。

保全のタイムラグの縮小

【現行】利用者資金は週ベースで管理。前週の実績に基づいて保全されるが、タイムラグがあり、不足・過剰が生じる。

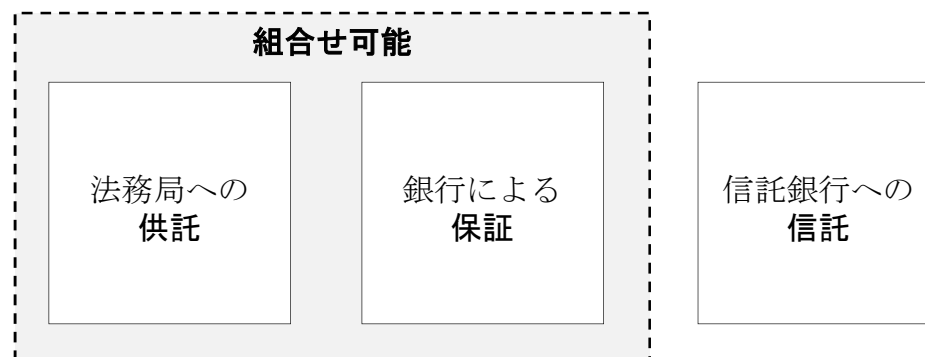
	利用者資金 預かり額 (実績)	規制上の 要求保全額
第1週	9億円	前週の実績に基づき保全
第2週	10億円	9億円
第3週	8億円	10億円
第4週	9億円	8億円



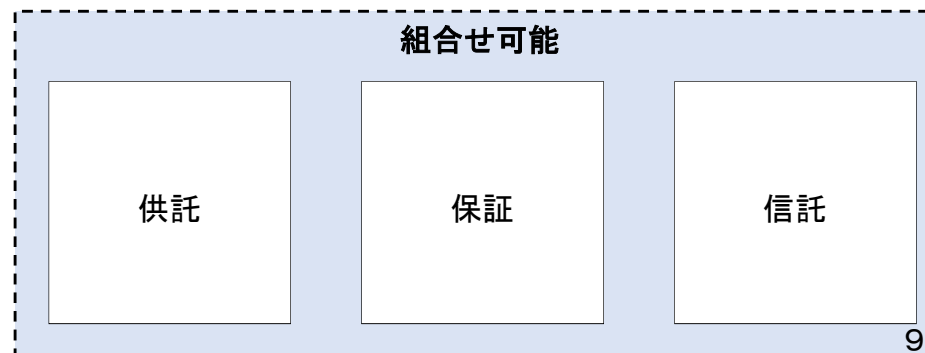
類型ごとのリスクの違いにも留意しつつ、**可能な限りタイムラグを縮小**。

保全方法の組合せ

【現行】保全方法として、①供託、②保証、③信託が認められているが、組合せに制約。



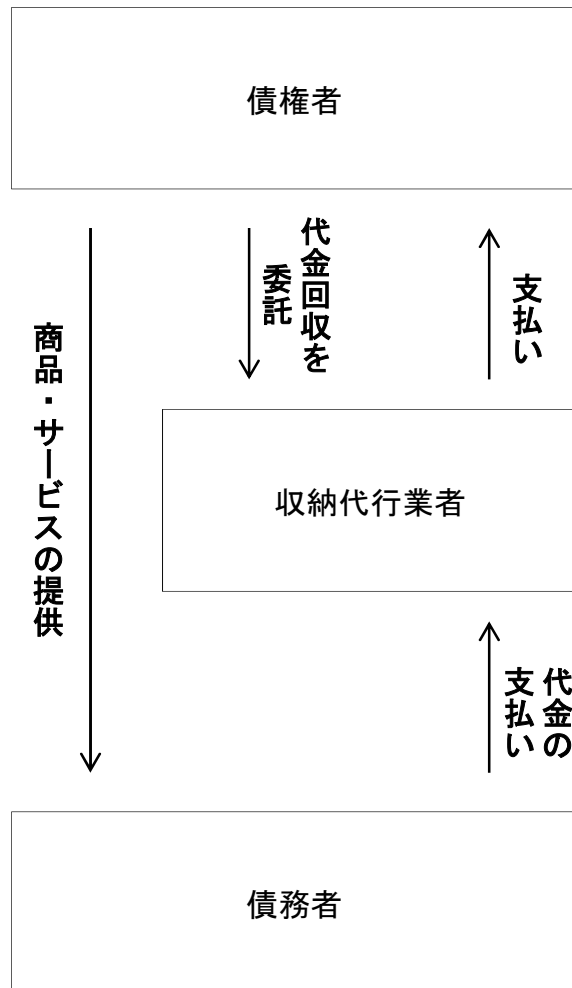
ビジネスモデルに応じた**保全方法の柔軟な組合せを可能**とし、送金コストをさらに削減。



収納代行への対応

- 債権者の委託を受け、債務者から代金を回収（収納代行）する事業者は、従来、資金決済法の規制対象外。
- 近年登場した、「収納代行」と称しつつ実質的には一般利用者間の送金サービスを提供する事業者について、利用者保護の観点から、資金移動業の登録を求めることを明確化。

収納代行のイメージ



収納代行の種類と規制の適用

資金移動業の登録を求めることを明確化

「割り勘アプリ」

- 例えば、宴会の精算に用いられる。その場合、債権者は幹事、債務者は参加者となる。
- 「収納代行」と称しているものの、**実質的には一般利用者間の送金サービス**。

現状（規制なし）維持

宅配業者の代金引換・コンビニの収納代行

- 利用者保護上の深刻な問題は指摘されていない。
- **債権者が事業者であり、かつ、債務者（一般利用者）に二重支払いの危険がないもの**については利用者保護上の懸念は少ない。

エスクローサービス

- インターネットモールにおいて、一般利用者間の物品取引に際して用いられる。
- エスクローサービス自体が、**利用者保護の機能を果たすエコシステム**であるとの指摘がある。